

6 買い替えの際の優遇措置について

車種規制による車の買い替えをする場合は、一定の条件のもとで税の軽減措置や低利融資制度を受けることができます。

(1) 税制制度

○自動車取得税の軽減

	対策地域内	対策地域外
対象地域	○取得対象車、廃車対象車の両方とも使用の本拠の位置が対策地域内（三重県外も含む）	○左記以外 ※取得対象車、廃車対象車の一方が対策地域外の場合なども含む
前車の廃車期限	○取得対象車の登録の前後1ヶ月以内で <u>H14.3.1～H21.3.31の期間内に限る</u>	○取得対象車の登録の前後1ヶ月以内で <u>H13.4.1～H15.3.31の期間内に限る</u>
適用期間及び税率	○H14.3.2～H15.3.31 2.3%軽減 ○H15.4.1～H17.3.31 1.9%軽減 ○H17.4.1～H19.3.31 1.5%軽減 ○H19.4.1～H21.3.31 1.2%軽減	○H13.4.1～H15.3.31 0.5%軽減

※使用の本拠の位置が対策地域内で対策地域内特例の要件に該当しない場合であっても、対策地域外特例の要件を満たせば、対策地域外特例が適用されます。

★適用要件…次の(1)～(5)の要件をすべて満たすもの。

- (1) 排出基準に適合しない自動車を基準に適合する自動車に買い換えること。
- (2) 一台の廃車につき、一台の取得【納税義務者が同じであること】
- (3) 廃車する自動車と代替自動車の用途が同じであること。
 - ①普通貨物自動車から普通貨物自動車
 - ②小型貨物自動車から小型貨物自動車
 - ③大型バス【乗車定員30人以上】から大型バス
 - ④マイクロバス【乗車定員29人以下】からマイクロバス
 - ⑤特種用途車から特種用途車【車体の形状が同じ】
- (4) 廃車する自動車と、代替車が同じ車両総重量区分に属すること。
- (5) 取得した自動車の登録の前後1ヶ月以内の廃車が必要です。

お問い合わせ先 _____
 〒514-0003 三重県津市桜橋3丁目446-34
 三重県自動車税事務所 TEL059-223-5042

(2) 融資制度

○政府系

事業者の方が、対策地域内又は対策地域外に使用の本拠を有し、排出基準に適合しない自動車を基準適合車に一定の条件のもとで買い換える場合について、日本政策投資銀行・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫からの融資制度があります。

融資機関	貸付限度額	金利(平成14年4月)	
		地域内	地域外
日本政策投資銀行	買い換え資金の40%	1.70%	1.90%
中小企業金融公庫	1貸付先あたり7.2億円(4億円※)	1.3~1.55%	1.8~2.05%
国民生活金融公庫	1貸付先あたり72百万円	1.3~1.55%	1.8~2.05%

※金利については常に変化しますので、各融資機関に確認してください。

※4億円を越える部分については、通常金利を適用。

問い合わせ先

関係機関	電話番号
日本政策投資銀行 環境エネルギー部	03-3244-1620
中小企業金融公庫 業務部特別貸付課	03-3270-1287
国民生活金融公庫 名古屋相談センター	052-211-4649

○三重県

三重県中小企業融資の環境保全融資制度

平成14年度より、排出基準に適合しない自動車を買い替える場合に、融資の対象としました。

貸付限度額	金利(平成14年4月)
5,000万円	対象地域内 1.3% 対象地域外 1.6%

問い合わせ先

三重県農林水産商工部金融支援チーム 059-224-2606

(3) 補助制度

CNG(圧縮天然ガス)自動車の購入助成

対策地域内にCNG自動車を導入する事業者に対して、一般車との差額を補助します。

(国と県が差額の2分の1ずつ)

問い合わせ先

三重県環境部地球環境・生活環境チーム 059-224-2380

国土交通省 中部運輸局三重陸運支局 059-234-8411